

テキスト「戦略的システムライフサイクルマネジメント」(第2版)

補足資料

(株)アイテックで通信教育用テキストとして用いている「戦略的システムライフサイクルマネジメント」(第2版)は、法規や標準類の解説も加えた全体的な記述を特徴としていますが、最近の法規の改定などによる状況変化と、国際的な標準化に関する最近注目すべき動向について、補足資料という形でポイント解説をまとめました。

本文の該当箇所(ページ付記)を参照の上、学習の際には、この資料によって新しい動向を把握していただくようお願い致します。

内容は次の9項目です。

1. 会社法・金融商品取引法関係の改定とその影響
(会社形態の変化, 財務諸表の構成や表記法の変更)
2. 知的財産権
(「工業所有権」 「産業財産権」などの訳語改定)
3. コンピュータ性能評価仕様の変化
(SPEC, TPC などベンチマーク基準の改定)
4. ISMS 関連国際規格と JIS の改定
(ISO 27000 シリーズ規格化と JIS 化進展, ISMS 認証基準の変化)
5. システム製品のセキュリティ標準化動向
(IT セキュリティ評価基準, GMTIS などの国際標準化進展)
6. 共通フレーム 2007(SLCP-JCF2007)の公表
(従来 of 共通フレーム 98(SLCP-JCF98)の改定)
7. 減価償却方法改定
(2007 年 4 月以降, 残存価額が実質ゼロ)
8. 売上計上への工事進行基準採用
(2009 年 4 月以降適用の新会計基準公表)
9. IT サービスマネジメントの国際標準化と JIS 化
(ITIL とその内容, ISO 20000 と JIS Q 20000)

2007 年 12 月 20 日

著者 吉沢正文

1. 会社法・金融商品取引法関係（該当：33-34 ページ）

新たに 2005 年(平成 16 年)5 月に会社法が施行された。これは、従来の商法の一部と、有限会社法や株式会社に関連するいくつかの法律を再編成したもので、会社の形態に関する主要な変更点は次のようなものである。

有限会社の形態がなくなった（従来からの有限会社は存続可能）。また、新たに合同会社という形態ができた。

株式会社のうち、「株主譲渡制限会社」（主に従来からの有限会社と類似の小規模会社が該当）については簡易な規制が適用でき、その場合は取締役数が 1 人以上でよく、監査役は必要ないこととされた。なお、「株主譲渡制限会社」以外の普通の株式会社には従来どおり取締役 3 人以上、監査役 1 人以上が必要である。

また、従来の証券取引法が改定され、金融商品取引法と名称変更されて 2007 年 9 月に施行された。

会社法とこれに付随する会社計算規則、および金融商品取引法の改正の結果、財務諸表などの企業経理状況を示す報告書の形式や内容が一部変化し、企業の決算資料の形も変化することになった。

（1）財務諸表とその構成

財務諸表は、会社法と会社計算規則によれば、次の 4 種類となる。

貸借対照表

損益計算書

株主資本変動計算書

個別注記表

なお、金融商品取引法によると、上場会社については次の 3 種類の 4 半期報告書を公認会計士または監査法人の監査証明を付けて内閣総理大臣に提出する必要がある。

四半期連結貸借対照表

四半期連結損益計算書

四半期連結キャッシュフロー計算書

また、金融商品取引法の規定で、上場会社の財務諸表（有価証券報告書）の提出に際しては新たに内部統制報告書の提示が必要となった。この報告書提出義務条項は平成 20 年 4 月以降の会計年度から適用され、経営者が作成して公認会計士または監査法人の監査証明を受ける必要がある。この部分の規定が「日本版 SOX 法」と呼ばれている。

（2）貸借対照表の表記法

従来の貸借対照表は資産の部と資本の部という形で表現されていたが、新会社法施行以

降は従来の「資本の部」は「負債及び純資産の部」という表現に変わった。

負債及び純資産の部は負債（流動負債と固定負債がある）と純資産に区分され、純資産の内容は次のような三つの区分で表現される。

純資産 株主資本（資本金，資本剰余金，利益剰余金，自己株式）
評価・換算差益等
新株予約権

2. 知的財産権関係 （該当：138 ページ）

英語のプロパティに対して従来「工業所有権法」といった「所有権」という日本語表現が使われてきたが、2006 年ころから経済産業省が財産権という用語に改めるようになり、従来の工業所有権は公式には「産業財産権」と呼称することになった。

なお、工業所有権という言葉も非公式には使ってよいことになっている。同様に、従来の「知的所有権」は、公式には「知的財産権」と呼ぶことになる。

3. コンピュータ性能評価仕様の変化 （該当：153-154 ページ）

SPEC，TPC といった性能評価の仕様は、技術進歩の影響を受けて変化してきている。

（1）SPEC のテスト仕様（2007 年末現在）

SPEC/OSG ベンチマークとして従来の仕様のいくつかは次のように更新されている。

SPEC CPU2000 SPEC CPU2006
整数演算性能評価用 CINT2000 CINT2006
浮動小数点演算性能評価用 CFP2000 CFP2006
Java 用の SPEC JBB2000

Java アプリケーションサーバ用の SPECjAppServer2004

（2）TPC ベンチマーク（2007 年末現在）

TPC-C，TPC-H，TPC-R，TPC-W の 4 種だったものが、現在の評価テスト仕様では次の 4 種類となっている。

TPC-C，TPC-H： 従来どおり

TPC-App：アプリケーションサーバ及びウェブサービス性能評価用
性能評価尺度は SIPS（サービス/秒）

TPC-E： 新たなオンライントランザクション業務処理性能評価用
（株式会社仲買会社をモデルとしている）

性能評価尺度は tpmE（新トランザクション/分）

（TPC-R と TPC-W は廃止された。）

4. ISMSに関する国際規格とJISの改定関連 (該当: 169-170 ページ)

(1) BS 7799 パート1の国際規格化の発展

情報セキュリティマネジメント (ISM) のための規格としては英国規格の BS 7799 がベースとなって国際規格化が進んだ。

BS 7799 はパート1とパート2に分かれており、パート1はISM実践のための考え方を示し、パート2は具体的なISM実践の要求事項を示していた。

このパート1がまず2001年にISO/IEC 17799-2001として国際規格化され、それをJIS化したものがJIS X 5080であった。これは日本における企業における情報セキュリティの概念の基準となり、セキュリティポリシー確立などの考え方のベースとして用いられてきた。

その後この国際規格は2005年にISO/IEC 17799-2005として改定され、さらに2007年には内容を変更しないまま名称だけISO/IEC 27002-2005と変更された。これを日本語化したものがJIS Q 27002-2006 (情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範) である。JIS X 5080はこのとき廃止された。

(2) BS 7799 パート2の国際規格化の発展とISMS認証

BS 7799 パート2は、もともと企業におけるISMSを第三者が認証する基準として用いられてきたもので、2005年にISO/IEC 27001-2005として国際規格化された。これは平成18年6月にJIS Q 27001-2006 (情報技術 - 情報セキュリティマネジメントシステム - 要求事項) としてJIS化され、現在日本においてISMS適合性評価制度における認証基準として用いられている。(4項参照)

(3) ISO 27000 シリーズ

上記(1)(2)で示したように、ISMS対応国際規格はシリーズ化されようとしている。ISO27000シリーズとして現存する規格は次の三つである。

ISO/IEC 27001:2005 及び ISO/IEC 27002:2005 (前記)

ISO/IEC 27006:2007 (情報技術 - セキュリティ技術

- 情報セキュリティマネジメントシステムの監査及び認証を行う機関に対する要求事項)

さらに今後追加して制定が予定されている規格 (審議中) には次のようなものがある。

ISO/IEC 27000 (情報技術 - セキュリティ技術

- 情報セキュリティマネジメントシステムの基本及び用語)

ISO/IEC 27003 (情報技術 - セキュリティ技術

- 情報セキュリティマネジメントシステム実践の手引き)

ISO/IEC 27004 (情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントの測定)

ISO/IEC 27005 (情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティリスクマネジメント)

(4) ISMS 適合性認証制度

ISMS 適合性認証制度の運用と維持管理は、日本ではJIPDECを中心としてその下の多くの審査登録機関が行っている。この認証基準としては従来ISMS認証基準(Ver.2.0)が用いられていたが、2007年11月以降全面的にJIS Q 27001へ移行された。

5 . IT システム製品のセキュリティ標準 (該当 : 169-170 ページ)

(1) ISO/IEC 15408 (情報技術 - 情報技術セキュリティの評価基準)

IT システム製品に対応する従来の ISO/IEC 15408(3 部構成) は JIS X 5070-1:2000, JIS X 5070-2:2000, JIS X 5070-3:2000 として翻訳されて JIS 規格化され現在に至っているが , その後国際規格は 2005 年に ISO/IEC 15408-1:2005, ISO/IEC 15408-2:2005, ISO/IEC 15408-3:2005 として改定された。しかしこれは内容的には大きな変化はなく , JIS 規格への翻訳はされていない。

(2) ISO/IEC 13335 と GMITS

情報通信技術 (ICT) システムのための体系的なセキュリティマネジメントの国際的な指針としては従来 GMITS (Guidelines for the Management of IT Security : IT セキュリティマネジメントの指針) が公表されて用いられており , これに基づいて 2004 年に ISO/IEC 13335-1:2004 (情報技術 - セキュリティ技術 - 情報及び通信技術セキュリティのマネジメント - 第 1 部 : 情報及び通信技術セキュリティマネジメントの概念及びモデル) が制定された。日本ではこれを翻訳したものが JIS Q 13335-1:2006 (ICT システムセキュリティマネジメントの概念およびモデル) として JIS 化されている。

6 . 共通フレーム 2007 (SLCP-JCF2007) (該当 : 251-254 ページ)

従来の共通フレーム 98 (SLCP-JCF98) は , 2007 年 10 月に改定され , 「共通フレーム 2007 (SLCP-JCF2007) 」として公表された。三つのプロセス群と二つの追加プロセスという大分類は変わっていないが , 若干の変更点 (下記) がある。

(1) 主ライフサイクルプロセス

契約関連プロセス群として従来の取得 , 供給の 2 プロセスに加えて「契約の変更管理」プロセスという国際標準にない日本独自のプロセスが加わって 3 プロセスとなった。

さらに , システム開発関連プロセス群としては従来 , 企画 , 開発 , 運用 , 保守の 4 プロセス (このうち企画だけは国際規格にない日本独自のプロセス) だったが , 企画と開発の間に「要件定義」という日本独自のプロセスが加わって 5 プロセスとなった。

・ 契約の変更管理プロセス (新設)

契約内容に影響する変更要求が生じたとき取得者と供給者間で合意できる新契約内容を導くプロセス。

・ 要件定義プロセス (新設)

構築すべき業務 , システムの仕様を明確にし , それに基づく IT 化範囲と機能を具体的に明示するもので , 内容についての利害関係者の合意を目的とするプロセス。

・ 開発プロセス (アクティビティの変更)

要件定義プロセスの新設により , 従来の 14 アクティビティのうち (業務詳細設計) が削除され 13 アクティビティとなった。なお , システム要求分析とソフトウェア要求分析というアクティビティ名称がシステム要件定義とソフトウェア要件定義に変更された。

(2) 支援ライフサイクルプロセス

従来の8プロセスの最後に「ユーザビリティ(使用性向上)プロセス」が加わって計9プロセスとなった。

(3) 組織に関するライフサイクルプロセス

従来の4プロセスの最後の教育訓練プロセスが人的資産プロセスに名称変更され、その後にさらに「資産管理プロセス」「再利用プログラム管理プロセス」「ドメイン技術プロセス」が追加されて、計7プロセスとなった。

(4) システム監査プロセスおよび修整プロセス

従来どおり。

7. 減価償却方法の改定(税制改定) (該当: 320 ページ)

減価償却について、従来は通常取得価額の1割が残存価額として償却期間満了時の最終簿価となるように毎年の償却額を計算していた。

税制の改定によって2007年4月以降は、実質的に残存価額の考え方がなくなり、償却期間満了時の最終簿価は1円となるように毎年の償却額を計算することとなっている。

8. 売上計上に適用される会計基準 (該当: 321 ページ)

受託ソフトウェア開発の売上計上は、従来工事進行基準によるか工事完成基準によるかの選択が企業側に任されていた。

2007年8月に企業会計基準委員会から公表された新たな会計基準案によれば、2009年4月以降の受託ソフトウェア開発においては、原則として建設工事同様の工事進行基準が適用されることとなっている。

9. ITサービスマネジメントの国際標準とJIS化 (該当: 359-360 ページ)

(1) ITサービスマネジメント

ITシステム運用はITシステムを利用した業務実行そのものともいえるが、一方ではそうした業務実施者にITシステムの円滑な運用サービスを提供する立場としての職務もある。こうしたITサービスの計画、開発、実施、提供、保守などを全体としてマネジメントすることをITサービスマネジメントと呼ぶ。こうした業務はかつてITシステムの開発導入の後に続く補助的サービスと考えられることが多かったが、近年はITシステムに真の効果を発揮させるための重要な職務として位置付けられるようになっている。

(2) ITIL(Information Technology Infrastructure Library)

ITILはITサービスマネジメントのベストプラクティス(良き事例)を集めた知識体系で、1989年にはじめて英国政府機関から公表された。現在は英国OGC(商務省)が印刷物として刊行している。

ITIL では中心となる運用管理の業務を「サービスサポート」と「サービスデリバリー」との二つに分け、それぞれ次のような 5 - 6 個のプロセスに分類整理している。

サービスサポート： サービスデスク，インシデント管理，問題管理，構成管理，
変更管理，リリース管理

サービスデリバリー： サービスレベル管理，IT サービス財務管理，キャパシティ管理，
IT サービス継続性管理，可用性管理

(3) 国際標準化と JIS

英国では ITIL の上位に来るマネジメント標準として BS 15000(IT サービスマネジメント) が制定されたが、これをベースとして 2005 年 12 月に ISO/IEC 20000 という国際標準が公表された。この内容は第 1 部 (仕様) と第 2 部 (実践のための規範) に分かれており、これに基づく認証制度も実施されるようになった。

この国際基準は日本では 2007 年に JIS Q 20000-1:2007 および JIS Q 20000-2:2007 として規格化された。ここではサービスマネジメントのプロセスを次に示す五つの大区分の下の 13 プロセスとして整理している。

サービス提供プロセス (サービスレベル管理, サービスの報告, サービス継続及び可用性の管理, サービスの予算業務及び会計業務, 容量・能力管理, 情報セキュリティ管理)

関係プロセス (顧客関係管理, 供給者管理)

解決プロセス (インシデント管理, 問題管理)

統合的制御プロセス (構成管理, 変更管理)

リリースプロセス (リリース管理)

以上